



各位

会 社 名 株 式 会 社 E L E M E N T S 代表者名 代表 取締役社長 長谷川 敬起 (コード番号:5246 東証グロース市場) 問合せ先 執 行 役 員 C F O 山 田 洋 輔 (TEL 03-4530-3002)

資本金及び資本準備金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分 (繰越利益剰余金の欠損填補)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年11月21日開催予定の当社臨時株主総会に、下記のとおり資本金及び資本準備金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件の目的

当社は、前事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額3,510,085,038円を計上するに至っております。

つきましては、以下のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより、当社の繰越利益剰余金の欠損を補填し更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するとともに、将来の資本政策の機動性や柔軟性を確保することを目的として、会社法第 447 条第1項及び会社法第 448 条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第 452 条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変動はありませんので、1 株あたり純資産額に変更が生じるものではございません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

- (1) 資本金の額の減少の内容
 - ① 減少する資本金の額

資本金の額を656,021,900円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、 新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、そ の減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。

② 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

③ 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年11月30日を予定しております。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を 2,854,063,138 円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

なお、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。

② 資本準備金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額の全額を、その 他資本剰余金に振り替えます。

③ 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 2024年11月30日を予定しております。

3. その他資本剰余金の処分の内容

以下のとおり、会社法第 452 条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は 0 円となります。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,510,085,038 円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,510,085,038 円

③ 剰余金の処分が効力を生ずる日

2024年11月30日を予定しております。

なお、上記(1)及び(2)のとおり、当社が発行している新株予約権が資本金又は資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使されることにより、その他資本剰余金の額が増加することがあり、その場合、振替後の当社のその他資本剰余金の額は0円に当該増加分を加算した額となります。

4. 日程

(1) 取締役会決議日:2024年9月4日

(2) 債権者異議申述公告日: 2024年10月29日 (予定)

(3) 株 主 総 会 決 議 日:2024年11月21日(予定)

(4) 債権者異議申述最終期日: 2024年11月29日(予定)

(5) 効 力 発 生 日:2024年11月30日(予定)

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり純資産の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。なお、本件は、2024年11月21日開催予定の当社臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。